

指定介護予防訪問介護事業 自己点検票

点検年月日	平成 年 月 日
事業所番号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
事業所名	<input type="text"/>
記入担当者職・氏名	<input type="text"/>

記入にあたって

1. 点検内容の記入について

下記の分類により、該当する欄(内)にチェックしてください。
「はい」：事項の内容を満たしている(行っている)。
「非該当」：該当するものがない(前提となる事実がない等)。
「いいえ」：事項の内容を満たしていない。
(例:人員に関する基準の員数が少ない等)。

2. 本票の活用について

本票は自己点検用です。

「確認事項」に示してある内容は、介護保険法の規定に基づく指定介護予防訪問介護事業者が、その事業の目的を達成するために最低限必要とするものです。

各事業所で日常的に点検を行い、適正な事業運営に努め、利用者サービスの向上が図られるようご活用ください。

なお、実地指導等を行なう際に、提出していただく場合がありますので、ご協力願います。

東京都では、東京都国民健康保険団体連合会と連携し、東京都における居宅介護サービス事業所等に対し、事業者自ら点検し、介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する適正な事業運営を確認するとともに、法令等に照らし必要な場合は改善を図っていただくため、本自己点検票をまとめました。

問合せ先

東京都福祉保健局

指導監査部指導第一課在宅サービス検査係 電話 03 - 5320 - 4081(直通)

高齢社会対策部介護保険課介護事業者係 電話 03 - 5320 - 4593(直通)

介護サービス事業所等事業自己点検票（指定介護予防訪問介護事業）

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
基本方針	<p>1 基本方針</p> <p>指定介護予防訪問介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。</p>	<p>法第115条の3 第1項 平18厚労令35 第4条</p>			
人員に関する基準	<p>1 訪問介護員等の員数</p> <p>指定介護予防訪問介護事業者が当該指定介護予防訪問介護事業所ごとに置くべき訪問介護員等の員数は常勤換算方法で、2.5以上となっているか。</p> <p>（なお、指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの各事業が同じ事業所で一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項、第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、平成18厚労令35第5条第1項及び第2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。）</p>	<p>法第115条の4 第1項 平18厚労令35 第5条1項 平18厚労令35 第5条3項</p>			
	<p>2 サービス提供責任者</p> <p>指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等であって専ら指定介護予防訪問介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としているか。</p> <p>（ただし、管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。）</p>	<p>平18厚労令35 第5条2項</p>			
	<p>3 管理者</p> <p>指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p> <p>（ただし、指定介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。）</p>	<p>平18厚労令35 第6条</p>			

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
三 設備に関する基準	<p>1 設備に関する基準</p> <p>指定介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設け、指定介護予防訪問介護の提供に必要な設備・備品等が備えられているか。</p> <p>（なお、指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定も併せて受け、かつ、これらの各事業が同じ事業所で一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準をみたくもって、平成18厚労令35第7条第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。）</p>	<p>平18厚労令35第7条第1項</p> <p>平18厚労令35第7条第2項</p>			
四 運営に関する基準	<p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程に規定する重要事項の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p>	<p>平18厚労令35第8条第1項</p>			
	<p>2 提供拒否の禁止</p> <p>指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問介護の提供を拒んではないか。</p>	<p>平18厚労令35第9条</p>			
	<p>3 サービス提供困難時の対応</p> <p>指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>平18厚労令35第10条</p>			
	<p>4 受給資格等の確認</p> <p>(1) 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめているか。</p>	<p>平18厚労令35第11条第1項</p>			
	<p>(2) 指定介護予防訪問介護事業者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問介護を提供するよう努めているか。</p>	<p>平18厚労令35第11条第2項</p>			

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	5 要支援認定の申請に係る援助 (1) 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	平18厚労令35 第12条第1項			
	(2) 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	平18厚労令35 第12条第2項			
	6 心身の状況等の把握 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平18厚労令35 第13条			
	7 介護予防支援事業者等との連携 (1) 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平18厚労令35 第14条1項			
	(2) 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平18厚労令35 第14条2項			
	8 介護予防サービス費の支給を受けるための援助 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行っているか。	平18厚労令35 第15条			

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	9 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問介護を提供しているか。	平18厚労令35 第16条			
	10 介護予防サービス計画等の変更の援助 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	平18厚労令35 第17条			
	11 身分を証する書類の携行 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	平18厚労令35 第18条			
	12 サービスの提供の記録 (1) 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	平18厚労令35 第19条1項			
	(2) 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	平18厚労令35 第19条2項			
	13 利用料等の受領 (1) 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	平18厚労令35 第20条1項			
	(2) 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。	平18厚労令35 第20条2項			

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	(3) 指定介護予防訪問介護事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問介護を行う場合の、それに要した交通費の額以外の支払を利用者から受けていないか。	平18厚労令35 第20条3項			
	(4) 指定介護予防訪問介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	平18厚労令35 第20条4項			
	14 保険給付の請求のための証明書の交付 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	平18厚労令35 第21条			
	15 同居家族に対するサービス提供の禁止 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならないか。	平18厚労令35 第22条			
	16 利用者に関する市町村への通知 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 正当な理由なしに指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	平18厚労令35 第23条 平18厚労令35 第23条1から2号			
	17 緊急時等の対応 訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	平18厚労令35 第24条			
	18 管理者及びサービス提供責任者の責務 (1) 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行っているか。	平18厚労令35 第25条1項			

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	(2) 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者に、基準の「第2章 介護予防訪問介護」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	平18厚労令35 第25条2項			
	(3) サービス提供責任者は、次に掲げる業務を行っているか。 指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整をする。 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握する。 サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等と連携を図る。 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この項において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達する。 訪問介護員等の業務の実施状況を把握する。 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施する。 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施する。 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施する。	平18厚労令35 第25条3項1～8号			
	19 運営規程 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 事業の目的及び運営の方針。 従業者の職種、員数及び職務の内容。 営業日及び営業時間。 指定介護予防訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額。 通常の事業の実施地域。 緊急時等における対応方法。 その他運営に関する重要事項。	平18厚労令35 第26条			
	20 介護等の総合的な提供 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏ることがないか。	平18厚労令35 第27条			
	21 勤務体制の確保等 (1) 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問介護を提供できるよう、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めているか。	平18厚労令35 第28条第1項			

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	(2) 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問介護を提供しているか。	平18厚労令35 第28条第2項			
	(3) 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	平18厚労令35 第28条第3項			
	22 衛生管理等 (1) 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	平18厚労令35 第29条第1項			
	(2) 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	平18厚労令35 第29条第2項			
	23 掲示 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	平18厚労令35 第30条			
	24 秘密保持等 (1) 指定介護予防訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	平18厚労令35 第31条第1項			
	(2) 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	平18厚労令35 第31条第2項			
	(3) 指定介護予防訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	平18厚労令35 第31条第3項			
	25 広告 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	平18厚労令35 第32条			

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	26 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	平18厚労令35 第33条			
	27 苦情処理 (1) 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	平18厚労令35 第34条第1項			
	(2) 指定介護予防訪問介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	平18厚労令35 第34条第2項			
	(3) 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平18厚労令35 第34条第3項			
	(4) 指定介護予防訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市町村に報告しているか。	平18厚労令35 第34条第4項			
	(5) 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平18厚労令35 第34条第5項			
	(6) 指定介護予防訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	平18厚労令35 第34条第6項			
	28 事故発生時の対応 (1) 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	平18厚労令35 第35条第1項			

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	(2) 指定介護予防訪問介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	平18厚労令35 第35条第2項			
	(3) 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	平18厚労令35 第35条第3項			
	29 会計の区分 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	平18厚労令35 第36条			
	30 記録の整備 (1) 指定介護予防訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	平18厚労令35 第37条第1項			
	(2) 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 介護予防訪問介護計画。 基準第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録。 基準第23条に規定する市町村への通知に係る記録。 基準第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録。 基準第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録。	平18厚労令35 第37条第2項 1号～5号			

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
五 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	1 指定介護予防訪問介護の基本取扱方針				
	(1) 指定介護予防訪問介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。	平18厚労令35第38条第1項			
	(2) 指定介護予防訪問介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	平18厚労令35第38条第2項			
	(3) 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。	平18厚労令35第38条第3項			
	(4) 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。	平18厚労令35第38条第4項			
	(5) 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。	平18厚労令35第38条第5項			
	2 指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針 訪問介護員等の行う指定介護予防訪問介護の方針は、平18厚労令35第4条に規定する基本方針及び前項1に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。	平18厚労令35第39条第1号			
	(1) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、主治医の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。				
	(2) サービス提供責任者は、(1)に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問介護の目標、当該目標の達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護計画を作成しているか。	平18厚労令35第39条第2号			
	(3) 介護予防訪問介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。	平18厚労令35第39条第3号			
(4) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	平18厚労令35第39条第4号				

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	(5) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画を作成した際には、当該介護予防訪問介護計画を利用者に交付しているか。	平18厚労令35第39条第5号			
	(6) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。	平18厚労令35第39条第6号			
	(7) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	平18厚労令35第39条第7号			
	(8) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。	平18厚労令35第39条第8号			
	(9) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防訪問介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問介護計画の実施状況の把握（モニタリング）を行っているか。	平18厚労令35第39条第9号			
	(10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しているか。	平18厚労令35第39条第10号			
	(11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護計画の変更を行っているか。	平18厚労令35第39条第11号			
	3 指定介護予防訪問介護の提供に当たっての留意点 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行うものとする。	平18厚労令35第40条第1項			
	(1) 指定介護予防訪問介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防訪問介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率のかつ柔軟なサービス提供に努めているか。				
	(2) 指定介護予防訪問介護事業者は、自立支援の観点から利用者が可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しているか。	平18厚労令35第40条第2項			

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
六 変 更 の 届 出 等	1 変更の届出等 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他施行規則第140条の2で定める事項に変更があったとき、又は当該指定訪問介護事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第115条の5			
七 介 護 給 付 費 の 算 定 及 び 取 扱 い	1 基本的事項 (1) 指定介護予防サービスに要する費用の額は、次に掲げる平成18年厚生労働省告示第127号の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 介護予防訪問介護費（1月につき） イ 介護予防訪問介護費（ ） 1,234 単位 ・1週間に1回程度の指定介護予防訪問介護が必要とされた者。 ロ 介護予防訪問介護費（ ） 2,468 単位 ・1週間に2回程度の指定介護予防訪問介護が必要とされた者。 ハ 介護予防訪問介護費（ ） 4,010 単位 ・ロに掲げる回数の程度を超える指定介護予防訪問介護が必要とされた者。	法第53条第2項 平18厚労告第127号第1項 平18厚労告第127号別表の1の注1			
	(2) 指定介護予防サービスに要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。	平18厚労告第127号第2項			
	(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。	平18厚労告第127号第3項			
	2 3級訪問介護員による介護予防訪問介護の取扱 3級訪問介護員（平成12年厚生省告示第23号の一）が指定介護予防訪問介護を行う場合は、平成21年3月31日までの間、所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定しているか。	平18厚労告第127号別表の1の注2			
	3 特別地域介護予防訪問介護加算 平成12年厚生省告示第24号（別に厚生労働大臣が定める地域）に所在する指定介護予防訪問介護事業所又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定介護予防訪問介護を行った場合は、特別地域介護予防訪問介護加算として、1月につき所定単位数100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平18厚労告第127号別表の1の注3			

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
	<p>4 サービス種類相互の算定関係</p> <p>(1) 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問介護費は、算定していないか。</p>	平18厚労告第127号別表の1の注4			
	<p>(2) 利用者が一定の指定介護予防訪問介護事業所において指定介護予防訪問介護を受けている間は、当該指定介護予防訪問介護事業所以外の指定介護予防訪問介護事業所が指定介護予防訪問介護を行った場合に、介護予防訪問介護費は、算定していないか。</p>	平18厚労告第127号別表の1の注5			